

○石巻市防災会議条例

平成17年 4 月 1 日 条例第192号

改正

平成24年 3 月27日 条例第21号

平成24年 9 月26日 条例第36号

平成25年 3 月26日 条例第16号

石巻市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、石巻市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 石巻市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査し、及び審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てるものとし、その定数は60人以内とする。
 - (1) 市長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
 - (2) 宮城県職員のうちから宮城県知事が指名する者
 - (3) 市の区域を管轄する警察署長又はその指名する職員
 - (4) 市職員のうちから市長が指名する者
 - (5) 石巻市教育委員会教育長
 - (6) 石巻地区広域行政事務組合事務局長
 - (7) 石巻地区広域行政事務組合消防長
 - (8) 石巻市消防団長
 - (9) 石巻市消防団副団長（地区団長）
 - (10) 石巻地方広域水道企業団事務局長
 - (11) 市長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱

する者

(12) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6 前項第11号及び第12号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(委員の最初の任期の特例)

2 この条例により最初に委嘱された委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成24年3月27日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。